

令和7年2月25日から施行 株式報酬に係る 開示規制の見直しの留意点

株式報酬に係る開示規制などを見直す「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等が2月21日に公布された。上場会社が役員及び従業員に対する報酬として株式を交付する場合には、その株式に一定の譲渡制限期間が付されていることを条件に、有価証券届出書の提出に代えて、臨時報告書の提出をもって募集又は売出しを行うことができる特例制度（臨報特例）について、①譲渡制限期間を短縮、②役員・従業員の範囲を、完全子会社以外の子会社の役員・従業員にまで拡大、③事後交付型株式（RSU）に係る募集又は売出しについても、臨報特例が適用されることを明確化することとしている。「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」（2023年12月公表）及び「規制改革実施計画」（2024年6月公表）を踏まえたもの。令和7年2月25日から施行された。

本特集では、令和6年12月26日まで意見募集を行っていた「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等の改正案に寄せられたコメントに対する金融庁の回答等を踏まえ、株式報酬に係る開示の見直しに関する留意点を解説する。

臨報特例の適用は「取得勧誘又は売付け勧誘等」の開始時点で判断

Q 未上場のスタートアップが、完全子会社・完全孫会社を含む自社グループの役職員50名以上を対象にリストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）を付与し、そのRSUが未上場時に権利確定した場合、株券発行時に臨報特例の利用は可能か。

A 臨報特例の適用の有無については、「取得勧誘又は売付け勧誘等」の開始時点で判断するため、その時点で、交付予定の譲渡制限付株式が、金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものでない場合には、臨報特例は適用されない。

取得勧誘等の時点で取締役でなければ対象外

Q 株券等の交付に係る取締役会決議時点では入社していないものの、交付時点では入社していることを予定する者に対して株式報酬を交付する場合には、交付時点で「取締役等」であるため、臨報特例の適用対象となるか。